

topics

01 「ペレットストーブ購入補助」をご活用ください

まちづくり課
企画情報G

住宅等にペレットストーブを購入し設置する場合に、その費用の一部を補助します。補助対象者や補助額等の詳細については、町ホームページをご覧ください。なお、募集については先着順とし、件数に達した時点で募集を終了します。

- 募集件数 5件
- 募集期間 7月1日(金)～8月12日(金)



topics

02 子育て中の家庭を応援！ ～南幌町ファミリー・サポート・センター～

あいくる保健福祉課
健康子育てG

「仕事のため子どもの迎えに間に合わない…」、「たまには1人で外出したい…」など、こういった悩みは子育て中の家庭なら誰しも経験していることと思います。ファミサポはこうした人達を地域ぐるみで応援し、子育てしやすい環境作りのお手伝いをする仕組みになっています。

子育てのサポートをしてほしい(依頼会員)、子育て中の家庭を応援したい(提供会員)。いざというときのために会員登録しておきませんか！

- 援助内容
 - ・ 保育所や小学校等の開始前、終了後の預りや送迎
 - ・ 保護者の病気や急用の際の預り
 - ・ 買い物等外出の際の預り
 - ・ その他、会員の育児に関して必要な援助等
- 援助時間 7時～21時(原則) 日曜・祝祭日も利用可
- 利用料金
 - ・ 月曜日～金曜日(7時～21時まで)・・・30分につき300円
 - ・ 土曜日、日曜日、祝祭日並びに上記以外の時間・・・30分につき350円



※交通費、食事代、おやつ代、おむつ代等は依頼会員が負担

※依頼会員に登録された方に無料利用助成券(お子さん1人につき30分券6枚)を交付しています。

- 対象児童 0歳～小学校6年生まで
- 申込み・お問い合わせ 南幌町ファミリー・サポート・センター(保健福祉課健康子育てG)
☎378～5888 FAX378～5255

topics

03 国民年金保険料免除制度の申請手続きについて

住民課
戸籍年金G

経済的理由または失業などで国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。平成28年度の免除等の受付は7月1日から開始され、7月から平成29年6月までを対象として審査します。

■ 国民年金保険料免除制度

本人、配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などで収入が少なく保険料の納付が困難な方が申請することによって、保険料が全額免除または一部納付(免除)となる制度です。

※一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となります。

■ 若年者納付猶予制度

30歳未満の方(学生を除く)で、本人及び配偶者それぞれの前年等所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより保険料の納付が猶予される制度です。

■ 申請時の注意点

2年1ヵ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができますが、申請に遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

【平成28年度7月に免除などの申請が可能な期間】

- 平成25年度分(平成26年6月分)
- 平成26年度分(平成26年7月～平成27年6月分)
- 平成27年度分(平成27年7月～平成28年6月分)
- 平成28年度分(平成28年7月～平成29年6月分)

■平成28年度の保険料の計算方法

$$\begin{matrix} \text{均等割} \\ \text{【1人あたりの額】} \\ 49,809\text{円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割} \\ \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \text{(平成27年中の所得-33万円)} \times 10.51\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{1年間の保険料} \\ \text{(100円未満切捨て)} \\ \text{《上限額：57万円》} \end{matrix}$$

- 今年度の保険料額は、現金（または口座振替）で納付の方には7月に、年金からの天引きの方には10月に個別にお知らせします。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■保険料の軽減

□均等割の軽減（年額）

- ・軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定し、被保険者ではない世帯主の所得も対象となります。
- ・昭和26年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前（年額）	軽減後（年額）
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	49,809円	4,980円
33万円	8.5割軽減		7,471円
33万円+ (26万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減		24,904円
33万円+ (48万円×世帯の被保険者数)	2割軽減		39,847円

□所得割の軽減

- ・被保険者個人の所得で判定します ~ 所得から33万円を引いた額が58万円以下⇒5割軽減
- 被用者保険の被扶養者だった方の軽減
 - ・この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。市町村国保や国民健康保険組合は除きます。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

■保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、住民課医療介護Gへご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

■新しい保険証に変わります（オレンジ色⇒水色）

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、7月中に新しい保険証を交付します。

- ・新しい保険証の有効期限は平成29年7月31日までです。
- ・紛失したときや汚れたときは再交付しますので、お申し出ください。

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります（ピンク色⇒黄緑色）

現在ご使用の減額認定証の有効期限が7月31日をもって満了となります。下記の交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付します。

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	・老齢福祉年金を受給されている方

※保険証及び減額認定証は8月1日から新しい保険証を使用してください。

■医療費通知の発行

これまでは希望者にお送りしていましたが、平成28年9月送付分より全受診者（平成28年1月～6月に受診された方）にお送りします。なお、発行時期は従来の9月と翌年3月に変更ありません。

■お問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合（☎290～5601）または役場住民課医療介護Gまで

北海道医療給付事業とは、重度心身障がい者、ひとり親家庭等の母または父及び児童並びに乳幼児等の健康の保持及び福祉の増進を図るため、道と町が医療費に係る自己負担の一部を助成する事業です。

次の要件に該当すると思われる方は、必要書類を持参のうえ、申請手続きを行ってください。各受給者証の更新は、前年の所得等をもとに8月からの受給資格を判定し、更新できる方には7月末までに新しい受給者証を郵送します。なお、申請が必要な方については、個別に通知します。

■対象範囲等

事業内容	自己負担額	申請必要書類
重度心身障がい者 身障1級、2級及び3級の内部障がい 重度知的障がい者 (IQおおむね35以下、身体障がい者にあつてはおおむね50以下) 精神障害者保健福祉手帳1級(入院除く)	医療費の1割負担 月額上限 入院 44,400円 通院 12,000円 (住民税非課税世帯は、初診時一部負担金のみ) (※1)	・障害者手帳または療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・健康保険証 ・印鑑 ・マイナンバー ・健康保険証 ・印鑑 ・在学証明書(18歳以上20歳未満の被扶養者) ・マイナンバー
ひとり親家庭等 母子家庭の母または父子家庭の父の入院(所得制限あり) 母子家庭または父子家庭の子の入院・通院(18歳未満の児童及び20歳未満の扶養されている者)		
乳幼児 入院：小学校6年生まで 通院：小学校就学前まで		
児童生徒等 入院：中学生～高校生等 通院：小学生～高校生等	医療費の1割負担 月額上限 入院 44,400円 通院 12,000円 (※1)	・健康保険証 ・印鑑 ・マイナンバー

※1 小学校6年生までは保険診療分(食事療養費標準負担額は除く)を全額助成

交通事故など第三者(加害者)の行為によるケガの治療に保険証を使う場合は、保険者への届出が義務付けられています。

交通事故でも保険証を使って診療を受けることができますが、本来、治療費は加害者が全額負担するのが原則ですので、一時的に国保が医療費を立て替え、後で加害者に請求します。

■届け出に必要なもの

「事故証明書」・「保険証」・「印鑑」・「被害にあわれた方のマイナンバー」・「本人確認書類」

■示談は慎重に

示談を結んでしまうと、国保で立て替えた医療費を返還していただくこともありますので、示談は慎重に行ってください。

■労災が適用されると健康保険が使えません

工作中、通勤中の事故等については労災が適用され、健康保険が使えません。勤務先で労災の手続きを取ってください。勤務先が対応しない場合は、労働基準監督署へご相談ください。

国民健康保険の医療費(保険給付割合分)は、皆さんにお支払いいただいている保険税から支払われています。医療費が増え続けると、国民健康保険制度を維持するために保険税の引き上げにつながりますので、加害者負担が原則の第三者行為による傷病の治療に保険証を使うときは、必ず届出をお願いします。

7月11日(月)から20日(水)まで、「夏の交通安全運動」が実施されます。これからの季節は、さらに気候もよくなり自動車のスピードの出し過ぎによる事故の多発が一層懸念されます。

《運転者の皆さんは》

時間にゆとりをもち、スピードダウンで安全運転をし、長距離・長時間の無理な運転にならないよう、2時間毎に1回以上の休憩をとるようにしましょう！

《歩行者の皆さんは》

車に注意し、安全確認をしっかりと行い、夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい服装と夜光反射材を着用しましょう！

【飲酒運転の根絶】

わずかな量でも、お酒は運転能力や判断力を鈍らせます。

「運転するなら飲まない」「飲んだら運転しない・させない」を徹底しましょう！

【7月13日は旗の波】

国道337号(西8号)道路を往来する車両に対してスピードダウン・交通安全の呼びかけを行います。

- ・日 時 7月13日(水) 8時30分～
- ・場 所 南13線西8番地交差点(野菜直売所なんぼろ駅前) ※皆さんの参加ご協力を願います。

【夜光反射材を配布いたします！】

- ・配布期間 7月1日(金)より ※なくなり次第終了
- ・配布場所 住民課環境交通G④番窓口
- ・個 数 1人2個まで

固定資産税の適正な課税を行うことを目的とした、地方税法に基づく現況調査を実施します。

家屋の増築や車庫・物置の設置など課税状況と現況とを照合するため現地を確認しますので、調査の際はご協力をお願いします。

なお、調査員は必要に応じて敷地内にて立ち入り調査をさせていただく場合もあります。(調査員は徴税吏員証を携帯しています。)

■次に該当する方は来年度の固定資産税の課税に影響がありますのでご連絡をお願いします。

- 家屋を取り壊した方
- 家屋を新築、増築された方で、家屋評価が終わっていない方
- 未登記家屋の所有者に変更があった方

※家屋とは、住宅以外の車庫等も含まれます。

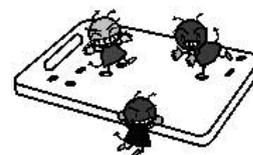
食中毒の基本は菌を「つけない」「ふやさない」「殺菌する」です。

【食中毒予防のポイント】

- ・生鮮食品を購入するときは新鮮なものを購入し、肉汁、魚などの水分が他の食品にかからないように分けて包みましょう。寄り道せずすぐに持ち帰り、冷蔵、冷凍しましょう。
- ・冷蔵庫の詰め込みすぎに注意しましょう。温かい食品はあら熱をとってから冷蔵庫で保存するようにしましょう。
- ・包丁、まな板、ふきんは清潔を保ちましょう。手はこまめに洗いましょう。

【食中毒かな？と思ったら】

他に原因がないのに、吐き気、腹痛、下痢、発熱、目がかすむ、体のどこかがしびれるなどの症状があったら食中毒かもしれません。応急処置は十分な水分を補給することです。腸を刺激する冷水よりは、常温に近いお茶や麦茶をとるとよいでしょう。腹痛や下痢のときは市販の下痢止めを服用しがちですが、食中毒には逆効果なので服用してはいけません。早めに医師の診察を受けましょう。



高齢者向け給付金の申請受付は7月15日(金)までとなっています。関係書類が届き、まだ申請に来られていない方は、あいくるまでお越しく下さい。

■支給対象者 平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる方

■支給額 1人につき 30,000円(支給は1回)

■申請方法

- ・高齢者向け給付金を受け取るためには、平成27年1月1日時点で住民票がある市町村へ申請が必要です。
- ・申請書は、4月中旬に対象となる可能性がある方に発送していますが、申請書が届いた方でも、給付金の対象とならない場合があります。
- ・申請書は、住民票上の住所に郵送しています。引っ越し等で申請書が届かなかったり申請書を紛失した場合は、お問い合わせください。

■申請期間 7月15日(金)まで ※土・日曜日、祝日を除く

■ご持参いただくもの

- ・申請書 ・印鑑
- ・対象と思われる世帯全員の本人確認書類の写し(保険証・免許証等)
※代理で申請される方は、代理人の本人確認書類の写し
- ・通帳の写し
(金融機関及び支店名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかるもの)

申請じゃ！

確認じゃ！



■給付を装った詐欺にご注意ください！

南幌町がATM(現金自動預払機)の操作をお願いしたり、給付金を支給するために手数料を求めることは絶対にありません。

また、ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

■お問い合わせ 保健福祉課福祉障がいG (☎378~5888)

南幌町では、町内の空き家や空き地の有効活用と定住人口の促進を図ることを目的に「空き家・空き地情報バンク」を開設しています。このたび1件の物件が登録されたのでお知らせします。なお、この登録は随時受付していますので、空き家・空き地を所有されている方は、ご活用ください。

■新規登録物件情報

種類	形態	所在地	地目	面積	金額
土地	売買	中央4丁目434-18 ※ことぶきやさん隣	宅地	276.82㎡ (約83坪)	1,400,000円

※あくまでも情報提供であり、町では仲介や交渉・契約等に関するトラブルは一切受け付けません。

※不動産業者に管理・仲介を委任している場合も登録が可能です。

広告

市民斎場総合ホール

北野華苑

野幌 江別
江別市 江別市
野幌末広町31-2 一番町4-2

「セレモニーきたの会」会員募集中!!

3,000円のみで、永久会員に！積立ではありません。
多数の特典が受けられます。

有限会社 北野葬儀社

江別市2条5丁目6-1 TEL 011-382-2332

長谷川 090-3117-6260
山本 090-2692-2790

猫の飼育のルールとマナー

猫の放し飼いや、野良猫への餌やり行為により、公園の砂場やご近所の庭、家の周りへの糞尿に関する被害相談等が寄せられています。猫を飼っている方は、感染症や不慮の事故を防ぐためにも必ず家の中で飼育をし、野良猫には、絶対に餌を与えないようにしましょう。動物との暮らしのなかで、マナーを守ることは飼い主の務めです。人も動物も快適に暮らせる環境を整えましょう。

お問い合わせ：住民課環境交通G

topics

12 「商工会ふれあいまつり」が開催されます！

商工会
☎378~2728

今年は会場を中央公園からスポーツセンター駐車場に移し、開始時間も正午から15時に変更して“商工会ふれあいまつり”を開催します。今年は前売券・当日券の販売はありませんが、商工会会員の出店により飲み物や食べ物を豊富に用意していますので、当日会場でお買い求めください。

イベント内容もステージイベント・ビンゴゲーム・花火大会等盛りだくさんです。楽しい夏のイベントに、ぜひご家族でお越しください。

■日 時 7月23日(土) 15時~20時30分

■場 所 スポーツセンター駐車場

(雨天の場合は、農村環境改善センターで行います)

■販売品目 生ビール、うどん、そば、おでん、焼鳥、唐揚げ、フライドポテト、町観光協会特産品、熊本県多良木町特産品、ビーズ作品 他

タイムスケジュール (予定)

- 15時~ オープニング 南幌音頭・ふれあい商品券当選者によるコインつかみ取り
- 15時30分~ ストリートダンス (メリークラウン)
- 16時~ 町長杯パークゴルフ大会表彰式
- 16時30分~ 各種ステージイベント
- 18時~ 町長・会長挨拶
- 18時10分~ ステージショー (ものまね歌手 松本えいじ)
- 19時~ 抽選会 (ビンゴゲーム大会)
- 20時~ 花火大会
- 20時30分 全日程終了

topics

13 「南幌マルシェ」が開催されます！

商工会
☎378~2728

中央通り商店会の会員が多くの方々の交流の場を設け、にぎわいのある商店街に。また、地産地消を目的として「南幌マルシェ」を開催します。

新鮮で安心・安全な野菜が町アグリビジネス推進会議会員の協力により、たくさん提供されます。

さらに町観光協会による特産品の販売PRも行いますので、多数のご来場をお待ちしています。

■開催日 7月7日~10月20日まで 毎週木曜日

■開催時間 15時から1時間程度

■開催場所 旧南幌ハイヤー車庫 (中央3丁目1-18)



広告

和食・洋食創作料理 レストラン 南風原

うな重 2,268円

鹿児島県大隅産のうなぎを活きたまま空輸して、店内で調理しています。江戸前風のあっさりとした味付けで、ふっくら柔らかく仕上げています。

ランチメニュー 972円~

お子様メニュー 540円~



営業
時間

11時~15時 (ラストオーダー)
定休日:月曜・火曜 (祝日の場合営業)

店舗
情報

住所:南幌町南12線西3番地 リバーサイド公園
TEL:011~378~1144
代表:佐藤伸二 (元なんぼろ温泉料理長)



SLが料理を運ぶ!

topics

14 北海道女性の活躍支援センターをご活用ください

北海道環境生活部
くらし安全局道民生活課

北海道では、結婚、子育て、介護など女性のライフステージや就業、起業など様々なお悩みに電話・メール・面談にて対応する「北海道女性の活躍支援センター」を開設しています。

北海道女性の活躍支援センターでは「悩みはあるけど、どこに相談したらよいかわからない。」「挑戦したいことがあるけど、手順がわからない。」などの相談に、経験豊かな女性の支援員が専門の相談機関や支援施策を紹介するなど、コンシェルジュとして対応するほか、起業や法律相談などの専門相談日を設けるなど、女性の総合相談支援機関として、皆さんの相談に対応していますので、ぜひご相談ください。

【北海道女性の活躍支援センター】

- 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 6階
- 相談電話 204~5711
- メールアドレス kitanojyosei@sirius.ocn.ne.jp
- 相談時間 月・火・木・金曜日 10時~16時
水・土曜日 10時~13時
(休館日：年末年始、日曜・祝日)

※詳しくはホームページをご覧ください (<http://www.l-north.jp/katsuyaku/>)

■お問い合わせ 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室活躍推進G (☎206~6954)

topics

15 岩見沢保健所からのお知らせ

岩見沢保健所
健康推進課保健係

平成28年度特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証及びウイルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進事業）医療受給者証の更新申請を、次の日程で窓口を設けて受付けますので、保健所から受給者の皆さんに送付した関係書類に必要事項を記入のうえ提出願います。

受付場所	受付期間
岩見沢保健所 1階多目的研修室 (岩見沢市8条西5丁目)	7月11日(月)~22日(金) 8月1日(月)~10日(水) ※土・日曜、祝日を除く 受付時間 9時30分~11時30分・13時~15時
岩見沢保健所由仁支所 2階会議室 (由仁町新光195番地)	7月26日(火)~27日(水) 受付時間 10時~15時

7月から9月の期間は、上記日程以外も岩見沢保健所及び岩見沢保健所由仁支所で受け付けを行いますので、受給者証の有効期限内に手続きを済ませてください。なお、郵送でも受け付けております。ご不明な点はお問い合わせください。

■お問い合わせ 北海道空知総合振興局保健環境部保健行政室（岩見沢保健所）健康推進係
☎0126~20~0115

広告

さんすう・数学/こくご・英語 夏期生徒募集中!

個別対応だから、いつからでも、どこからでも始められます。

幼児・小学生・中学生
高校生・社会人の学び直しに
ひとりひとりの学習をオーダーメイド

7月まで
入会金無料



数教研 南幌教室

南幌町北町4-1-5
教室ブロック「キラキラきらら数教研南幌教室の日々つづれ」
<http://blog.goo.ne.jp/release-place-pure>
メール: grayparrotyo@gmail.com
TEL: 090-8277-0782(すどう)

広告

土木作業スタッフ大募集!

建設オペレーター各資格取得支援!!



●資格/未経験者OK 経験者優遇

未経験からステップアップできる
当社と一緒に頑張りませんか!

まずは、お気軽にお電話ください! ☎011-380-4176

空知郡南幌町南12線西6番地

土井総業グループ

株式会社 ワークジャパン